

## V 安全管理

2006年度から2007年度にかけて研究センターのユーザー利用が本格化したことから、安全管理について必要な規程等を整備し、ユーザー利用に備えた。

### 1. 放射線管理

放射線管理については、主に放射線障害防止法等の改正に伴い施行規則第22条の3の規定を適用する区域（特例区域）の設定を行うための諸手続きを行った。

#### 1-1 「放射線発生装置使用許可」状況

##### (1) 2006年度

変更許可申請を2006年6月15日付けで行った。主な申請内容は次のとおり。

- ①リニアックの最大加速エネルギーを260MeVから270MeVに上げる。
- ②蓄積リングの最大貯蔵電流を100mAから330mAに上げる。
- ③直線加速装置使用室、シンクロトロン使用室を除く放射線管理区域に放射線障害防止法施行規則第22条の3の規定を適用。（特例区域(図1)を設定。）

許可年月日は2006年8月10日付け。

##### (2)2007年度

研究センター施設増築とビームライン10・11の増設等に伴う変更許可申請の事前協議を文部科学省に対して行った。

#### 1-2 放射線モニタリング等

加速器、蓄積リング及び4本のビームラインについて、年2回の定期測定とモニタリングポスト等による定常監視を実施し、法令の基準内にあることを確認している。

##### (1) 2006年度

定期測定時は、放射光ユーザー等が作業する場所では0.5 $\mu$ Sv/hr未満に留まり、法定限度1mSv/w(作

業時間30hr/w)を十分下回っている。

なお、入射時に測定したところ、遮へい壁直近で1箇所2.8 $\mu$ Sv/hr程度となった箇所があった。

##### (2) 2007年度

定期測定時は、放射光ユーザー等が作業する場所では2.5 $\mu$ Sv/hr未満に留まり、法定限度1mSv/w(作業時間30hr/w)を十分下回っている。

なお、入射時に測定したところ、遮へい壁直近で1箇所5.2 $\mu$ Sv/hr程度となった箇所があった。

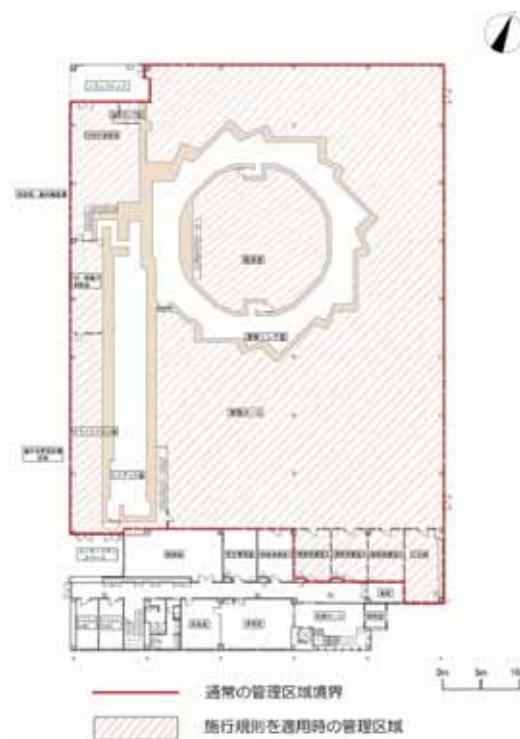


図1 放射線管理区域のうち、施行規則第22条の3を適用する区域（特例区域）の平面図

#### 1-3 教育訓練実施状況

##### (1) 2006年度

①実施日：2006年5月12日

講師：明石真言

（独立行政法人 放射線医学総合研究所緊急被ばく医療研究センター被ばく医療部部長 兼 障害治療

室室長) 他

受講者：20名

②実施日：2006年6月28日

受講者：1名

③実施日：2006年7月24日

受講者：1名

④実施日：2006年10月2日

受講者：1名

⑤実施日：2007年2月6日

受講者：1名

(2)2007年度

①実施日：2007年5月9日

講師：中村尚司

(東北大学名誉教授) 他

受講者：38名

②実施日：2007年7月2日

受講者：1名

③実施日：2007年8月29日

受講者：3名

④実施日：2007年12月5日

受講者：47名

#### 1-4 放射線業務従事者管理及び入退室管理

当研究センターで放射線業務従事者として登録し、個人被ばく管理を行なった者の数は次のとおりであった。

表1 放射線業務従事者登録数

	2006年度	2007年度
センター職員	20	24
外来者	153	279

個人被ばく線量計の最小検出限界は、X、ガンマ線に対して0.1mSv/月である

## 2. 化学薬品の安全管理

研究センター内での化学薬品による、人への健康被害と災害の発生防止及び環境影響の低減を目的として、化学薬品管理規程を制定した。

この規程では、高圧ガス等を含む化学薬品等を研究センター内に持ち込む際の手続きなどについて定めている。

## 3. その他の安全管理

研究センター内におけるレーザー機器の取扱いについて必要な事項を定め、レーザーを使用する者やその周囲で研究その他作業を行う者の障害を防止することを目的として、レーザー光線による障害防止対策要領を制定した。

また、研究センター内の天井クレーンについての取扱いを定めた、天井クレーン取扱要領も制定した。

## 4. 安全の手引き

2006年度末に、それまでに整備した放射線、化学薬品、レーザー、クレーン作業等に関する諸規定などを踏まえ、施設利用の際注意すべき点をまとめた「安全の手引き」を作成し、ホームページにアップした。

## 5. 安全管理委員会

安全管理委員会を2006年度に2回開催した。

概要は次のとおり。

(1) 2006年10月4日開催

議題：放射線障害予防規程の一部改正

放射線障害防止法第22条の規定により、放射線発生装置を工事、点検等により7日間以上停止する場合において、放射線管理区域について管理区域でないものとみなすことができる区域(特例区域)を設定できるようになり、同法の変更承認も受けたことから、特例区域を設定できるように研究センターの放射線障害予防規程を改正したい旨提案し、承認された。

(2) 2007年1月30日開催

議題：化学薬品管理規程の制定

化学薬品による、人への健康障害と災害の発生防止及び環境影響の低減を目的として研究センターの化学薬品管理規程を制定したい旨提案し、承認された。また、レーザー取扱要領及び天井クレーン取扱要領についても内容を委員に説明した。